

(様式①)

## 事業計画書目次

[財政局]

17款1項17目 工業用水道事業会計繰出金

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和4年度		令和3年度		増△減(4-3)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
36	児童手当補助金	1,152	1,152	1,452	1,452	△ 300	△ 300	
	計	1,152	1,152	1,452	1,452	△ 300	△ 300	

# 令和 4 年度 事業計画書

事業局課	財政局	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	17 款	1 項	17 目		
事業名称	児童手当補助金					

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	1,152					1,152
補助事業						0
単独事業						0
令和3年度	1,452					1,452
増△減	△ 300	0	0	0	0	△ 300

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算 事業費	768	792	1,752
市債+一般財源	768	792	1,752
決算 事業費	768	792	1,100
市債+一般財源	768	792	1,100

令和5年度	令和6年度	令和7年度
1,152	1,152	1,152
1,152	1,152	1,152

事業概要	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に対して、繰出基準に基づき一般会計から補助を行います。							
事業開始年度	平成12年度							
根拠法令・方針決裁等	地方公営企業法第17条の3、令和3年4月1日総財令第27号「令和3年度の地方公営企業繰出金について（通知）」							
事業目的・効果 (必要性)	平成12年度の総務省繰出金通知により、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費のうち、平成12年6月から実施される支給対象年齢の延長分(3歳未満→6歳の未就学児)に対し、一般会計が負担することとされています。 繰出基準に基づき、工業用水道事業会計に繰出しを行うことにより、経営基盤の強化を図ります。							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童延べ人数=120人</li> <li>令和3年4月1日総財令第27号「令和3年度の地方公営企業繰出金について（通知）」</li> <li>【繰出基準】 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の15分の8</li> <li>イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）</li> <li>ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費</li> </ul> </li> </ul>							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
児童延べ人数	単位	目標	84	156	144	120	120	120
	人	実績	103	98				
	単位	目標						
		実績						
	単位	目標						
		実績						
事業スケジュール	年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童手当補助金	1,152	1,452	▲ 300	児童延べ人数の減に伴う減
細事業合計		1,152	1,452	▲ 300		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務	係
	伊勢田 純	田島 徹哉	石黒 恭恵	